

訪問看護医療情報連携加算について

訪問看護ステーション嫩草は 2026 年診療報酬の改定により、在宅での療養を行っている医療者の診療情報等について、他の医療機関、介護保険法に定める居宅サービス事業者、居宅介護支援事業者等と ICT を用いて共有し、当該情報について常に確認できる体制を有しています。また、その情報共有を看護計画の立案や変更に活用し、利用者様の状態にあった質の高い看護の提供を目指しております。

連携機関は別紙掲載の通りです。

2026 年 6 月 1 日

株式会社 わかくさ会

訪問看護ステーション嫩草